

A 様

| | |
|----------|------|
| 世田谷区監査委員 | 萩原賢一 |
| 同 | 中根秀樹 |
| 同 | 山口裕久 |
| 同 | 津上仁志 |

住民監査請求について（通知）

令和3年3月26日付け2世監第116号で受け付けた住民監査請求については、下記の理由により、却下することに決定したので通知します。

記

地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条第1項は、当該地方公共団体の執行機関又は職員について、違法又は不当な公金の支出、契約の締結等の財務会計上の行為があると認めるときに、当該地方公共団体の住民が監査委員に監査を請求できるとするものである。したがって、その対象となる行為は、当該地方公共団体の執行機関又は職員による違法又は不当な財務会計上の行為に限られるものであり、住民監査請求の請求人は、住民監査請求の対象とする財務会計上の行為を個別的、具体的に示してこれを特定し、当該行為が違法又は不当であるとする理由及び事実を具体的に摘示しなければならないとされている。

本件請求において、請求人は、現行庁舎が建て替えを必要とする事情が明らかでないままに破壊されようとしている、防災拠点とはどのような機能を担うものかが明らかでない、コロナ収束後の規模縮小の可能性を含めた代替案が検討されていない、解体された噴水の跡地の計画が曖昧である旨などを主張するが、いかなる財務会計上の行為についてそれが違法又は不当であるとして監査を求めるのかを具体的に示して特定していない。

また、請求人は、庁舎整備関連工事として噴水の解体工事が進められているとの事実を指摘するが、解体された噴水の跡地の計画が曖昧であると主張するに留まり、同工事が違法又は不当であるとする理由及び事実を具体的に摘示していない。

よって、本件請求については、法第242条第1項に規定する要件を欠くものであり、却下が相当である。

世田谷区監査委員宛 世田谷区長に関する措置請求

1 請求の要旨

- 1) 庁舎建て替えの理由とされている老朽化について、老朽化と判断した根拠を具体的にお示してください。
- 2) 防災拠点とは、どのような役割機能を持つものなのか、コロナ収束後の代替え案を検討したかどうかも含めて、具体的にお示してください。
- 3) 噴水の解体について、歩行者動線がなぜ必要かなど、すでに解体された噴水の代替え施設の検討も含めて、具体的にお示してください。

この請求は、先に提出した令和2年12月7日付け2世監第68号の住民監査請求が、令和3年1月14日付け2世監76号によって、住民監査請求の対象とする財務会計行為が具体的に示されていないこと、また老朽化しているとの見解の妥当性に疑問があるなど、請求人の述べる点はいずれも庁舎整備計画の検討が不十分と主張するにすぎず、財務会計上の行為の違法性不当性を具体的に適示していないなどの理由で却下されたものを、重ねて請求するものです。

すなわち、こうした理由による却下は、現行庁舎が建て替えを必要とする事情があきらかでないまま破壊されようとしている現実を見ようもしないものであって、結果、信じがたい非常識、かつ公共性に反する事態を放置することになっているという意味で、とうてい看過できるものではありません。

なお、保坂区長としては、旧設計施工管理者などに相談もせず、(60年経過だけで)老朽化していると思っているのではありませんか(別紙資料1)。

他方、庁舎整備担当の技術者の側には、老朽化については言及しないという(不思議な)態度があります。

その上で、現行庁舎が防災拠点としては構造的問題がある、規模も小さいなどとしていますが、防災拠点が、それがどのような機能を担うものかなど、具体的内容は明らかにせず、代替案が計画されたかとか、大きすぎるなどの批判に対して、コロナ収束以降の規模縮小の可能性も含めて、検討がされたかどうか明らかにしていません。

(別紙資料2)

一方、すでに庁舎整備関連の工事として、噴水の解体が進められています。その跡地の計画は、解体時の歩行者動線との説明がされているのみで、区職員の通路なのか、それとも工事関係者の通路なのかも曖昧です。

けれども、庁舎整備関連の工事として始められているのですから、住民監査請求の対象となる財務会計上の行為は明らかになっていて、あらためて特定しなければならないとする理由はなくなっていると思料します(別紙資料3)。

2 請求者

住所 東京都世田谷区

A
氏名 A

地方自治法 242 条第 1 項の規定により、別紙事実証明書を添え、必要な措置を請求します。

以上、原文のまま掲載した。ただし、請求人の住所は省略し、氏名は仮名とした。氏名の前は自署である。